

仕様書

1. 件名 地域防災対策事業用「LED ランタンほか8点」買入
2. 納入物品

番号	品名	品質・形状	参考品	数量
1	LED ランタン	明るさを問わず、24時間以上連続点灯が可能。 電源はアルカリ乾電池（単3形または単4形で3本）、手回し充電・ソーラー充電のいずれも使用できること。	・株式会社太知ホールディング： KOBAN 備蓄ランタン ECO-9 ・株式会社 DABADA(ダバダ)： Led-lantan-63 ・株式会社グッド・グッズ： LS40-F	8個
2	アルカリ 乾電池①	単1形 製品保証：未使用の場合10年以上の使用推奨期限を有することとし、納入日において使用期限まで9年以上の使用期限があること。	—	40本
3	アルカリ 乾電池②	単2形 製品保証：未使用の場合10年以上の使用推奨期限を有することとし、納入日において使用期限まで9年以上の使用期限があること。	—	20本
4	アルカリ 乾電池③	単3形 製品保証：未使用の場合10年以上の使用推奨期限を有することとし、納入日において使用期限まで9年以上の使用期限があること。	—	40本
5	アルカリ 乾電池④	単4形 製品保証：未使用の場合10年以上の使用推奨期限を有することとし、納入日において使用期限まで9年以上の使用期限があること。	—	40本
6	生理用品	1パックあたり、昼夜兼用の場合は30枚以上、別の場合、昼用25枚以上と夜用15枚以上入っていること。 製品保証：未使用の場合10年以上の使用推奨期限を有することとし、納入日において使用期限まで9年以上の使用期限があること。 1箱に10パック梱包した状態で納品すること。	—	4箱
7	高齢者用 おむつ	サイズ：ウエスト70cm～95cmに対応したサイズ 枚数：合計50枚以上あること。サイズが2種類以上となる場合は各サイズ25枚以上あること。 納入日において9年以上を目安に使用可能であること	—	2 セット
8	カセット コンロ	使用ガス：ブタンガス 点火方法：圧電点火方式 ガス消費量：300g/h以下 圧力感知安全装置等の安全装置付き サイズ(幅×奥行×高さ)367以内×285以内×105以内 (mm) 重量 1.5kg以内	・岩谷産業株式会社：CB-TS-PLS ・株式会社ニチネン：KC-338A ・東邦金属工業株式会社： EA913CD-11B	21台
9	カセット ボンベ	上記8のカセットコンロに使用可能なもの 3本組で1セット 内容量 250g以上	—	24 セット

3. 納入場所 大正区役所地域協働課
(〒551-8501 大阪市大正区千島 2-7-95 大正区役所 4 階)
4. 納入期限 令和 6 年 10 月 31 日 (木) ※納入にあたっては事業担当と協議すること。
5. 特記事項
- (1) 納入日等については事業担当と十分に協議し、納入に際しては事業担当の指示に従い、指定する場所に納入すること。
 - (2) 納入にあたっての運搬、指定場所への配置および検査等、納入に要する費用および人員は、全て受注者の負担で行うこと。
 - (3) 納入に際して建物等や第三者へ損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状回復および補償することとし、また必要に応じ壁または床などに適宜養生を施し作業を行うこと。
 - (4) 納入に際して発生したごみ等に関しては、受注者が処理、清掃を行うこと。
 - (5) 納入に必要な用具等は、すべて受注者で用意すること。
 - (6) 本仕様書に疑義がある場合は、事前に確認し、内容を熟知しておくこと。なお、契約後の疑義は本市の解釈とする。
 - (7) 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
 - (8) 納入する製品は全て新品とすること。
 - (9) 納入については、製品ごとに同一社製、同一製品で統一すること。

(事業担当) 大正区役所 地域協働課 (防災防犯グループ) 担当: 小島
TEL 06-4394-9958)

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（庶務）（連絡先：06-4394-9625）に報告しなければならない。